平成２９年（フ）第２４８１号
大阪府交野市梅が枝24番206号
債務者　田中井幸子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３０号
大阪府八尾市陽光園２丁目６番25号
債務者　髙橋美智子（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４１号
大阪市平野区加美東６丁目２番15号405号
債務者　横尾喜代美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４９号
大阪市東住吉区鷹合２丁目２番３―301号
債務者　藤本　夏子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５５２号
大阪市住吉区苅田２丁目７番11号
債務者　上野　敦弘
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５５３号
大阪市住吉区苅田２丁目７番11号
債務者　上野　由美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８号
和歌山県西牟婁郡白浜町才野898番地の39
債務者　岩本さおり（旧姓和田・久保）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２１３号
熊本市中央区出水５丁目５番６号　出水マンハイツ103号
債務者　松本　広己
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
山口県宇部市大字際波436番地50、従前の住所山口県宇部市大字沖ノ旦870番地２　ハイツ白石101号
債務者　杉山　裕彦
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４６号
山口県宇部市大字妻崎開作56番地４　ヒルズシャルマンＢ棟201号、従前の住所山口県宇部市大字東須恵953番地２　Ｊハウス Ⅲ105号
債務者　杉山　勝則
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第８８号
茨城県石岡市石岡2643番地２　市営住宅155
債務者　奈良　敏幸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4944番地　町営上郷第二住宅66号、住民票上の住所茨城県稲敷郡阿見町岡崎１丁目12番地７
債務者　林　　薫
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２８７号
千葉県市原市うるいど南３丁目18番地５　フルール・ド・リスⅡ102
債務者　長谷川貴規
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９１号
千葉県市原市ちはら台東２丁目20番地２　ファミールハイツ７―109
債務者　山田　義昭
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４３号
千葉市花見川区検見川町１丁目629番地１　メゾンエトワール15号
債務者　斉藤　　博
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５８号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番８棟108号
債務者　田北　祐二
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７７号
千葉県船橋市三山５丁目２番７号　パールジャック202号
債務者　金島　直美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係